

# 資料

---



### (1) 印西市健康づくり推進協議会



#### 印西市健康づくり推進協議会設置条例

(設置)

**第1条** 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、市民の総合的健康づくり対策を積極的に推進するため、印西市健康づくり推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

**第2条** 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議する。

- (1) 健康づくりに係る計画に関する事項
- (2) 健康づくりに係る事業の推進に関する事項
- (3) 健康づくりのための知識の普及に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

**第3条** 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 保健又は医療関係者
- (3) 関係行政機関を代表する者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

**第4条** 委員の任期は、2年とする。ただし委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

**第5条** 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 協議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

**第7条** 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を述べさせ、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

**第8条** 協議会の庶務は、健康子ども部健康増進課において処理する。

(委任)

**第9条** この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の規定による協議会の委員の委嘱に関し必要な手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

### 第3次健康いんざい策定期間中の委員名簿

	氏名	選任の形態	任期	備考
1	井ノ口 慶子	1号委員 (市民)	令和5年4月1日 ～令和7年3月31日	公募による
2	秋本 恵美子	//	令和5年4月1日 ～令和7年3月31日	公募による
3	萬谷 良子	2号委員 (保健又は医療関係者)	令和5年4月1日 ～令和7年3月31日	印旛健康福祉センター (印旛保健所) 地域保健課長
4	岩谷 由美	//	令和5年4月1日 ～令和7年3月31日	印西市市医代表、会長
5	石橋 淑子	//	令和5年4月1日 ～令和7年3月31日	印西市市医代表
6	堀江 恭一	//	令和5年4月1日 ～令和7年3月31日	印西市市歯科医代表、 副会長
7	永井 美奈子	//	令和5年4月1日 ～令和6年3月31日	印西市 学校薬剤師会代表
8	河北 訓幸	//	令和6年4月1日 ～令和7年3月31日	印西市 学校薬剤師会代表
9	東本 悦子	3号委員 (関係行政機関を代表する者)	令和5年4月1日 ～令和7年3月31日	市立小中学校代表
10	鈴木 美智子	//	令和5年4月1日 ～令和7年3月31日	市立保育園代表
11	及川 泰雄	4号委員 (学識経験を有する者)	令和5年4月1日 ～令和7年3月31日	印西市商工会代表
12	渡辺 成人	//	令和5年4月1日 ～令和7年3月31日	西印旛農業協同組合代表
13	高橋 定一	//	令和5年4月1日 ～令和7年3月31日	民生委員児童委員代表
14	本間 敬子	//	令和5年4月1日 ～令和7年3月31日	スポーツ推進委員代表
15	松尾 那菜子	//	令和5年4月1日 ～令和6年3月31日	印西市 PTA連絡協議会代表
16	安松 洋子	//	令和6年4月1日 ～令和7年3月31日	印西市 PTA連絡協議会代表

## 印西市健康づくり推進協議会 議事経過

日 時	主な内容
第1回 令和5年5月18日	・第3次健康いんざい21の策定について
第2回 令和5年10月26日	・市民アンケート「印西市健康と食育に関する調査」について
第3回 令和6年5月23日	・第3次健康いんざい21の骨子案について ・市民アンケートの報告について
第4回 令和6年10月17日	・第3次健康いんざい21の素案について
第5回 令和7年2月27日	・第3次健康いんざい21の最終案について

○印西市健康増進計画及び食育推進計画推進会議設置要綱

平成24年12月18日告示第159号

改正

- 平成27年3月31日告示第58号
- 平成30年7月12日告示第145号
- 平成31年3月20日告示第34号
- 令和5年6月7日告示第130号
- 令和6年3月29日告示第69号

印西市健康増進計画及び食育推進計画推進会議設置要綱

(設置)

**第1条** 健康増進計画及び食育推進計画を総合的かつ計画的に推進するため、市内の関係各部署の職員で組織する印西市健康づくりに係る計画推進会議(以下「会議」という。)を設置する。

(付議事項)

**第2条** 会議に付議する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 健康増進計画及び食育推進計画(以下「計画」という。)の策定に関する事項
- (2) 計画の進行管理に関する事項
- (3) 計画に基づく事業の実施、評価及び見直しに関する事項
- (4) 市の基本構想及び基本計画との調整に関する事項
- (5) 関係機関との連絡調整に関する事項

(構成)

**第3条** 会議は、委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、健康子ども部長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる役職にある者をもって充てる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者をその会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(委員長)

**第4条** 委員長は、会議の事務を総理し、会議の議長となる。

- 2 委員長に事故あるときは、健康子ども部子育て支援課長である委員がその職務を代理する。

(作業部会)

**第5条** 計画の策定に関し、会議に作業部会(以下「部会」という。)を設置することができる。

- 2 部会は、委員長の指示する事項について調査研究し、報告するものとする。
- 3 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。
- 4 部会員は、委員長が指名する者とし、部会長及び副部会長は、部会員の互選とする。
- 5 部会長は、必要に応じ部会の会議を招集し、会議の議長となる。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が欠けたとき、又は部会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 7 委員長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者をその会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

**第6条** 会議及び部会の庶務は、健康子ども部健康増進課において処理する。

(その他)

**第7条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

## 別表(第3条)

役職名
企画財政部企画政策課長
市民部市民活動推進課長
市民部国保年金課長
環境経済部農政課長
福祉部社会福祉課長
福祉部高齢者福祉課長
福祉部障がい福祉課長
健康子ども部子育て支援課長
健康子ども部保育課長
健康子ども部子ども家庭課長
健康子ども部スポーツ振興課長
教育委員会教育部指導課長
教育委員会教育部学校給食課長
教育委員会教育部生涯学習課長

## 推進会議 議事経過

日 時	主な内容
第1回 令和5年6月29日	・第3次健康いんざい21の策定について
第2回 令和5年10月13日	・市民アンケートの実施について
第3回 令和6年3月19日(書面開催)	・市民アンケート結果の報告について
第4回 令和6年5月15日	・第3次健康いんざい21の骨子案について
第5回 令和6年10月3日	・第3次健康いんざい21の素案について
第6回 令和7年2月21日(書面開催)	・第3次健康いんざい21の最終案について

## 作業部会 議事経過

日 時	主な内容
第1回 令和5年9月20日	・第3次健康いんざい21の基本策定方針について ・作業部会について
第2回 令和6年3月11日(書面開催)	・第3次健康いんざい21の理念と各課の取組みについて
第3回 令和6年4月23日(書面開催)	・第3次健康いんざい21の骨子案について
第4回 令和6年7月5日(書面開催)	・第3次健康いんざい21の第4章の記述について
第5回 令和6年9月11日	・第3次健康いんざい21の素案について
第6回 令和7年1月8日(書面開催)	・第3次健康いんざい21の最終案について

### (3) 市民意見公募手続き(パブリックコメント)の実施

実施期間	主な内容
令和6年11月29日 ～令和6年12月16日	ホームページと市内公共施設において、計画(案)を公表し、広く市民の意見を募集しました。



◆ 諮 問

印西健第243号  
令和6年5月23日

印西市健康づくり推進協議会  
会 長 岩 谷 由 美 様

印西市長 板 倉 正 直

第3次健康いんざい21について（諮問）

このことについて、市の健康増進、食育及び歯科口腔保健に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、第3次健康いんざい21を策定するにあたり、印西市健康づくり推進協議会設置条例（令和6年条例第4号）第2条の規定により諮問します。

◆ 答 申

令和7年2月27日

印西市長 藤 代 健 吾 様

印西市健康づくり推進協議会  
会 長 岩 谷 由 美

第3次健康いんざい21の策定について（答申）

令和6年5月23日付け印西健第243号で諮問のありましたこのことについて、印西市健康づくり推進協議会設置条例（令和6年条例第4号）第2条の規定により本協議会において慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

〔答申〕

- 1 第3次健康いんざい21（案）を妥当と判断します。

## 第3次健康いんざい21

～印西市健康増進計画・食育推進計画・歯と口腔の健口プラン～

令和7年3月

編集・発行

印西市健康子ども部健康増進課

〒270-1327 千葉県印西市大森2356-3(印西市中央保健センター内)

[電話]0476-42-5595 [市ホームページ]<https://www.city.inzai.lg.jp>

※健康増進課は、令和7年4月1日より、  
印西市総合保健センター（[住所]印西市中央南一丁目4番地3 [電話]33-3264）に移転します。



## 印西市健康都市宣言

豊かな自然に恵まれたわたしたちのまち

健康はまちの宝

いつまでも、自分の健康は自分でつくり

誰もが元気でいられることは、印西市民すべての願いです。

人と自然が笑顔でつながるまち「いんざい」

いきいきと楽しく健康づくりを実践しながら、

健やかなまちをつくりましょう。

わたしたちは、

「健康で明るく元気に生活できるまち」をめざし、

ここに「健康都市印西」を宣言します。

(平成16年11月20日)